

福岡県公報

平成二十九年十月六日
第三千九百三十二号
増刊 ②

目次

告 示 (第六百三十七号)

○農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程の一部を改正する告

示 (農村森林整備課) …………… 一

人事委員会

○福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) …………… 一

告 示

福岡県告示第六百三十七号

農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年十月六日

福岡県知事 小川 洋

農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程の一部を改正する告示

農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程(昭和三十二年九月福岡県告示第八百七十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項及び別表農地災害復旧緊急支援事業の項中「平成二十四年六月八日から七月二十三日まで」を「平成二十九年六月七日から七月二十七日まで」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程の規定は、平成二十九年度の補助金から適用する。

人事委員会

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年十月一日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第二十九号

福岡県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の育児休業等に関する規則(平成四年福岡県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条の三第一号中「保育所における保育の実施」を「児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等における保育の利用」に改め、同条第二号中「児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)」を「児童福祉法」に改める。

第一条の四を第一条の五とし、第一条の三の次に次の一条を加える。

(条例第二条の四第二号の人事委員会規則で定める場合)

第一条の四 前条の規定は、条例第二条の四第二号の人事委員会規則で定める場合に於いて準用する。

この場合において、同条中「一歳に達する日」とあるのは「一歳六か月に達する日」と、「一歳到達日」とあるのは「一歳六か月到達日」と読み替えるものとする。

第二条第一項及び第二項中「条例第二条第三号ハ」を「条例第二条第三号ニ」に改め、同条第一項中「掲げる場合」の下に「又は第二条の四に定める場合」を加える。

第五条中「第一条の四」を「第一条の五」に改める。

様式第一号中「様式第一号(第1条の4、第5条関係)」を「様式第一号(第1条の5、第5条関係)」に改める。

様式第二号中「1歳6か月までの子の育児休業」の次に「若しくは2歳までの子の育児休業」を加へ、同様式の記入上の注釈のうち「出生届受理証明書」の次に「又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書」を加へ、同様の記入上の注意の中に「1歳6か月までの子の育児休業」の次に「若しくは2歳までの子の育児休業」を、第2条の3第3号に掲げる場合」の次に「又は第2条の4に定める場合」を加へ、同様式の記入上の注釈のうち「1歳2か月までの子の育児休業又は1歳6か月までの子の育児休業」や「1歳2か月までの子の育児休業、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業」に、「条例第2条の3第2号又は第3号に掲げる場合」や「条例第2条の3第2号若しくは第3号に掲げる場合又は第2条の4に定める場合」を加へる。

様式第四号の（注）の①及び様式第五号の（注）の①中「出生届受理証明書」の次に「又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書」を加へる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。